

## E. 結 論

今回の調査において、商取引上の主要国について香料に関する法規制を調査した結果、22の国および地域について情報を得ることができた。

「副剤」という用語を定義していた国はインドネシア、中国、メルコスールの3つの国および地域であった。日本も含めほとんどの国が「副剤」を明確に定義していなかった。

一部の国では香料に使用可能な副剤を規定していたが、ほとんどの国においては香料という限定ではなく、食品に使用可能な食品添加物を定めており、それを香料に利用できるとしている。また食品については特に規定はされていないが、いずれの国においても使用可能であると考えられる。

また天然香料を製造する際に用いられる抽出溶媒は、特に規定されていない国が多い。抽出溶媒が規定されている国で一般的に使用されると考えられる抽出溶媒が網羅されている国は、実質的に問題がないが、非常に限られた抽出溶媒のみを規定している国については注意が必要である。

## おわりに

加工食品の国際的な流通が近年ますます活発になり、その原材料の一部である香料等も国境を越えた流通が日常的に増大している。食品香料に対しても各国規制への適合性に関する情報提供や、諸外国に適合した製品の開発が求められてきている。このことから各国規制を把握する事は、食品産業界の一員として国際的コンプライアンスの下に健全な発展を進め、さらに我が国における食品香料規制の国際統合化を考えていく上で非常に重要であり、本研究において各国の食品香料の副剤に対する規制を調査し各国間の規制状況の違いを取りまとめたことは、大変意義のある事である。

昨年度の香料の主剤の調査と異なり、本年度の副剤の調査は非常に困難を極めた。多くの関連するホームページ、資料を調査したが、副剤に関する情報は非常に限られていた。得られた情報を精査すると、香料の副剤としては当該国で認められた食品添加物と食品が使用できると考えられる。また、国によっては添加物や食品ごとに使用制限が定められている場合があるので、使用に際して注意が必要である。天然香料を製造する際の抽出溶媒についても、使用可能な溶媒、残留規制方法が異なる場合もあることから、同様に注意が必要である。

本研究は、日本香料工業会の会員のうち食品香料化合物を使用している企業の協力のもと、食品香料委員会 17 社および日本香料工業会事務局の分担作業により行ったもので、分担作業協力者は下記の通りである。

安宅 淳二	株式会社井上香料製造所
阿部 敏彦	稲畑香料株式会社
安東 宣英	三栄源エフ・エフ・アイ株式会社
石田 正秀	曾田香料株式会社
稲井 隆之	長谷川香料株式会社
岩渕 久克	三栄源エフ・エフ・アイ株式会社
上田 祐紀子	ジボダン ジャパン株式会社
岡村 弘之	長谷川香料株式会社
笠原 陽子	高砂香料工業株式会社
柏崎 秀明	豊玉香料株式会社
嘉屋 和史	株式会社ヤクルトマテリアル
齊藤 憲二	小川香料株式会社
渋谷 次郎	塩野香料株式会社
関谷 史子	高砂香料工業株式会社
高岡 秀明	曾田香料株式会社
土屋 一行	ジボダン ジャパン株式会社
所 一彦	高砂香料工業株式会社
中村 幸彦	長谷川香料株式会社
中本 英喜	塩野香料株式会社
西 久人	日本フィルメニッヒ株式会社
萩 幸男	高田香料株式会社
葉田 恵三	長岡香料株式会社
林 薫	曾田香料株式会社
原 佳奈子	稲畑香料株式会社
東仲 隆治	日本香料薬品株式会社
松井 敏晃	アイ・エフ・エフ日本株式会社
間山 千郷	ジボダン ジャパン株式会社
彌勒地 義治	理研香料工業株式会社
元賣 康幸	高砂香料工業株式会社
山本 隆志	小川香料株式会社
吉川 宏	塩野香料株式会社
和田 善行	小川香料株式会社
渡邊 武俊	三栄源エフ・エフ・アイ株式会社
金井 弘好	日本香料工業会
染谷 太一	日本香料工業会
丸山 進平	日本香料工業会

## F. 健康危機管理情報

本調査研究は香料業界、加工食品業界の国際的コンプライアンスに大きく寄与するばかりでなく、輸入加工食品を食する一般消費者の安全・安心にも大きく寄与する。

#### 参考文献

1. 日本香料工業会：平成 12 年度厚生科学委託研究報告書「食品香料規制に関する国際的比較調査」
2. 日本香料工業会：平成 12 年度厚生科学研究報告書「日本における食品香料化合物の使用実態調査」（欧米リストとの比較を含む）
3. 日本香料工業会：平成 13 年度厚生科学委託研究報告書「諸外国における香料規格の考え方に関する調査」
4. 日本香料工業会：平成 17 年度厚生労働科学委託研究報告書「我が国を含めて国際的に使用されている食品香料化合物のリスト化およびリスト化合物のデータベース高度化に関わる調査研究」  
日本香料工業会：平成 22 年度厚生労働科学委託研究報告書「食品添加物の規格の向上と使用実態の把握等に関する研究」

## 參考資料

調査結果の一覧は、以下の通り。

	副剤の定義	副剤の規制	抽出溶剤の規制	副剤の規制	抽出溶剤の規制
Codex	あり	なし	なし		
IOFI	あり	なし	規定なし (一部残留規制等有)	食品および食品添加物が使用できる。一部、制限があるものがある。	ポジティブリスト
インド	見当たらない	あり	あり	一部の物質に対して規制がある。使用できる添加物が示されているが、それ以外の食品および食品添加物が使用できないとする文章が見当たらない。 (食品および食品添加物以外のものが使用できないという文章はない。)	規制なし
インドネシア	あり	あり	あり	食品および食品添加物と、リストに記載されているものが使用できる。	ポジティブリスト
韓国	見当たらない	あり	あり	食品および食品添加物が使用できる。	ポジティブリスト
シンガポール	見当たらない	あり	あり	食品および食品添加物が使用できる。一部、制限があるものがある。	ポジティブリスト
タイ王国	見当たらない	見当たらない	見当たらない	食品および食品添加物が使用できる。	規制なし
台湾	見当たらない	規定なし (一部残留規制等有)	規定なし (一部残留規制等有)	食品および食品添加物が使用できる。一部、制限があるものがある。	規制なし
中国	あり	あり	あり	食品および食品添加物が使用できる。一部、制限があるものがある。	規制なし
バングラディッシュ	見当たらない	見当たらない	見当たらない		
フィリピン	見当たらない	見当たらない	見当たらない		
ベトナム	見当たらない	見当たらない	見当たらない		
香港	見当たらない	見当たらない	規定なし (一部残留規制等有)	食品および食品添加物が使用できる。一部、制限があるものがある。	規制なし
マレーシア	見当たらない	見当たらない	見当たらない	食品および食品添加物が使用できる。	規制なし
モンゴル	見当たらない	見当たらない	見当たらない		
オーストラリア	見当たらない	あり	あり	食品および食品添加物が使用できる。	ポジティブリスト
ニュージーランド	見当たらない	あり	あり	食品および食品添加物が使用できる。	ポジティブリスト
アメリカ合衆国	あり※	あり	あり	食品および食品添加物が使用できる。一部、制限があるものがある。	
カナダ	見当たらない	あり	あり	食品および食品添加物が使用できる。	ポジティブリスト
メキシコ	あり	あり	あり	食品および食品添加物が使用できる。	規制なし
メルコスール	あり	あり	あり	食品および食品添加物と、リストに記載されているものが使用できる。	ポジティブリスト
EU	あり	あり	あり	食品および食品添加物と、リストに記載されているものが使用できる。	ポジティブリスト
ロシア	見当たらない	あり	あり	食品および食品添加物と、リストに記載されているものが使用できる。	ポジティブリスト
湾岸協力会議加盟国 (GCC)	見当たらない	見当たらない	見当たらない		
南アフリカ共和国	見当たらない	規定なし (一部残留規制等有)	見当たらない	食品および食品添加物が使用できる。一部、制限があるものがある。	規制なし

※副剤として定義は見当たらないが、「adjunct」、「adjuvant」、「solvent」として定義がある。

## インド

### 1. 根拠法令等

FOOD SAFETY AND STANDARDS (FOOD PRODUCTS STANDARDS AND FOOD ADDITIVES) REGULATIONS, 2011

[http://www.aifpa.net/pdf/FSS%20\(Food%20Product%20Standards%20and%20Food%20Additives\)%20Regulaiton%202011%20Part%20I.pdf](http://www.aifpa.net/pdf/FSS%20(Food%20Product%20Standards%20and%20Food%20Additives)%20Regulaiton%202011%20Part%20I.pdf)

(3.1.10: FLAVOURING AGENTS AND RELATED SUBSTANCES)

<http://www.indiaenvironmentportal.org.in/files/file/Food%20Safety%20and%20Standards%20%28Food%20Products%20Standards%20and%20Food%20Additives%29%2C%202001%20-%20vol%202.pdf>

## インドネシア

### 1. 根拠法令等

Standar Nasional Indonesia 01-7152-2006

[http://pustan.bpkimi.kemenperin.go.id/files/SNI\\_01-7152-2006.pdf](http://pustan.bpkimi.kemenperin.go.id/files/SNI_01-7152-2006.pdf)

## 韓国

### 1. 根拠法令等

食品添加物公典

[http://www.kfda.go.kr/fa/index.do?nMenuCode=2&page\\_gubun=1&gongjeoncategory=1](http://www.kfda.go.kr/fa/index.do?nMenuCode=2&page_gubun=1&gongjeoncategory=1)

[http://fa.kfda.go.kr/standard/egongjeon\\_jejogijun.jsp](http://fa.kfda.go.kr/standard/egongjeon_jejogijun.jsp)

(英訳)

第2 製造基準

[http://www.kfda.go.kr/fa/index.do?nMenuCode=12&page\\_gubun=1&com\\_serial=2](http://www.kfda.go.kr/fa/index.do?nMenuCode=12&page_gubun=1&com_serial=2)

<http://fa.kfda.go.kr/foodadditivescode.html>

(英訳)

157. 天然香料

[http://www.kfda.go.kr/fa/index.do?nMenuCode=12&page\\_gubun=1&gongjeoncategory=1](http://www.kfda.go.kr/fa/index.do?nMenuCode=12&page_gubun=1&gongjeoncategory=1)

タグから 나. 천연첨가물を選び 157 천연착향료 を選択

(参考 : スパイス抽出物の基準)

<http://www.kfda.go.kr/fa/index.do?nMenuCode=9&mode=view&boardSeq=8022>



## シンガポール

### 1. 根拠法令等

SALE OF FOOD ACT (CHAPTER 283, SECTION 56 (1))

[http://www.ava.gov.sg/NR/rdonlyres/B20D2FE3-6538-43C3-8260-5C564345BEE6/11938/Attach60\\_legislation\\_Sale\\_FoodRegulations\\_rules.pdf](http://www.ava.gov.sg/NR/rdonlyres/B20D2FE3-6538-43C3-8260-5C564345BEE6/11938/Attach60_legislation_Sale_FoodRegulations_rules.pdf)

## タイ王国

### 1. 根拠法令等

タイ禁止物質

保健省通達

B. E. 2536 (1993)

[http://iodinethailand.fda.moph.go.th/fda/new/images/cms/top\\_upload/1141658946\\_ntf151-2536.pdf](http://iodinethailand.fda.moph.go.th/fda/new/images/cms/top_upload/1141658946_ntf151-2536.pdf)

B. E. 2548 (2005)

[http://iodinethailand.fda.moph.go.th/fda/new/images/cms/top\\_upload/1169705816\\_no.292.pdf](http://iodinethailand.fda.moph.go.th/fda/new/images/cms/top_upload/1169705816_no.292.pdf)

B. E. 2551 (2008)

[http://iodinethailand.fda.moph.go.th/fda/new/images/cms/top\\_upload/1224050701\\_Notification\\_No.311\\_B.E.2551.pdf](http://iodinethailand.fda.moph.go.th/fda/new/images/cms/top_upload/1224050701_Notification_No.311_B.E.2551.pdf)

## 台湾

### 1. 根拠法令等

食品衛生管理法

[http://www.fda.gov.tw/people\\_laws.aspx?peoplelawssn=1179&keyword=&classifysn=62](http://www.fda.gov.tw/people_laws.aspx?peoplelawssn=1179&keyword=&classifysn=62)

食品衛生管理法施行細則

[http://www.fda.gov.tw/people\\_laws.aspx?peoplelawssn=1066&keyword=&classifysn=62](http://www.fda.gov.tw/people_laws.aspx?peoplelawssn=1066&keyword=&classifysn=62)

第(十五)類-溶剤

[http://www.fda.gov.tw/people\\_laws.aspx?peoplelawssn=1121&keyword=&classifysn=62](http://www.fda.gov.tw/people_laws.aspx?peoplelawssn=1121&keyword=&classifysn=62)

## 中国

### 1. 根拠法令等

GB2760-2011 食品添加剂使用卫生标准

<http://sjshb.bjsjs.gov.cn/UserFiles/File/1726.pdf>

QB/T1505-2007 食用香精

<http://www.sndjds.gov.cn/%E9%80%9A%E7%94%A8%E7%BB%86%E8%8A%82.aspx?id=1793>

## バングラディッシュ

### 1. 根拠法令等

Bangladesh Pure Food Ordinance 1959 (Act no 27 of the year 2005)

[http://bdlaws.minlaw.gov.bd/print\\_sections\\_all.php?id=297](http://bdlaws.minlaw.gov.bd/print_sections_all.php?id=297)

## フィリピン

### 1. 根拠法令等

Regulatory Guidelines concerning Food Additives, 1984

<http://www.fda.gov/ph/AO/ao%2088a%20s.%201984.pdf>

Updated List of Food Additives

<http://www.fda.gov/ph/BC%202006-016.pdf>

## ベトナム

### 1. 根拠法令等

一般規定：食品安全法 第 55/2010/QH12

<http://asemconnectvietnam.gov.vn/lawdetail.aspx?lawid=1844>

3742-2001- QD-BYT

<http://www.govap.hochiminhcity.gov.vn/Hnh%20nh%20bn%20tin/2011-4/3742-2001-quyet%20dinh%20ban%20hanh%20chat%20phu%20gia.pdf>

## 香港

### 1. 根拠法令等

Public Health and Municipal Services Ordinance (Cap.132)

<http://www.legislation.gov.hk/eng/home.htm> (132 章参照)

### 食品添加物に関する FAQ

[http://www.cfs.gov.hk/english/faq/faq\\_02.html](http://www.cfs.gov.hk/english/faq/faq_02.html)

## マレーシア

### 1. 根拠法令等

Food Act 1983

<http://www.agc.gov.my/Akta/Vol.%206/Act%20281.pdf>

Food Regulations 1985

[http://www.agribdc.gov.my/c/document\\_library/get\\_file?p\\_l\\_id=10925&folderId=60448&name=DLFE-1824.pdf](http://www.agribdc.gov.my/c/document_library/get_file?p_l_id=10925&folderId=60448&name=DLFE-1824.pdf)

<http://fsis2.moh.gov.my/fosimv2/HOM/frmHOMFARSec.aspx?id=21%0D%0A%0D%0A>

## オーストラリア・ニュージーランド

### 1. 根拠法令等

Australia New Zealand Food Standards Code

<http://www.foodstandards.gov.au/foodstandards/foodstandardscode.cfm>

Standard 1.3.1 Food Additives

<http://www.comlaw.gov.au/Details/F2011C00892>

Standard 1.3.3 Processing Aids

<http://www.comlaw.gov.au/Details/F2012C00064>

副剤については 2, 3, 10 章

抽出溶媒(Extraction solvent)については 13 章に記載

## アメリカ合衆国

### 1. 根拠法令等

連邦規則集 (Code of Federal Regulations, Title 21 : 21 CFR)

<http://www.gpoaccess.gov/ecfr/index.html> (Title 21 - Food and Drugs を選択)

## カナダ

### 1. 根拠法令等

食品医薬品法 (Food and Drugs Act)

<http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/F-27/>

食品医薬品規則集 (Food and Drug Regulations)

[http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/C.R.C.%2C\\_c.\\_870/](http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/C.R.C.%2C_c._870/)

## メキシコ

### 1. 根拠法令等

DIARIO OFICIAL DE LA FEDERACION (Lunes 17 de julio de 2006)

[http://www.congresomich.gob.mx/dof/index.php?option=com\\_docman&task=doc\\_download&gid=612&Itemid=1](http://www.congresomich.gob.mx/dof/index.php?option=com_docman&task=doc_download&gid=612&Itemid=1)

DIARIO OFICIAL DE LA FEDERACION (Miércoles 8 de abril de 2009)

[http://www.congresomich.gob.mx/dof/index.php?option=com\\_docman&task=doc\\_download&gid=11396&Itemid=1](http://www.congresomich.gob.mx/dof/index.php?option=com_docman&task=doc_download&gid=11396&Itemid=1)

## メルコスール

### 1. 根拠法令等

MERCOSUR/GMC/RES. No10/06)

[http://www.mercosur.int/msweb/Normas/normas\\_web/Resoluciones/ES/GMC\\_2006\\_RES-010\\_ES\\_RTM-Aromatizantes.pdf](http://www.mercosur.int/msweb/Normas/normas_web/Resoluciones/ES/GMC_2006_RES-010_ES_RTM-Aromatizantes.pdf)

## EU

### 1. 根拠法令等

REGULATION (EC) No 1334/2008 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 December 2008  
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:354:0034:0050:en:PDF>

REGULATION (EC) No 1333/2008 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 December 2008  
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:354:0016:0033:EN:PDF>

COMMISSION REGULATION (EU) No 1130/2011 of 11 November 2011, amending Annex III to Regulation (EC) No 1333/2008

Annex PART 4 Food additives including carriers in food flavourings  
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:295:0178:0204:EN:PDF>

DIRECTIVE 2009/32/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 April 2009  
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:141:0003:0011:EN:PDF>

DIRECTIVE 2010/59/EU

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:225:0010:0012:EN:PDF>

## ロシア

### 1. 根拠法令等

衛生疫学の規則と規制、安全 2.3.2.1293-03

「食品添加物の使用に関する衛生要件」

Санитарно-эпидемиологические правила и нормативы СанПин 2.3.2.1293-03

"Гигиенические требования по применению пищевых добавок"

<http://www.polisept.com/sanpini/sanpin/83.html>

## 南アフリカ共和国

### 1. 根拠法令等

The Foodstuffs, Cosmetics and Disinfectants Act, 1972 (Act No. 54 of 1972)

<http://www.kharahais.gov.za/files/health/label.htm>

Published under Government Notice No. R. 965 of 3 June 1977

[http://www.ehrn.co.za/download/reg\\_preserve.pdf](http://www.ehrn.co.za/download/reg_preserve.pdf)